

生駒市条例第3号

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「100分の0.3」を「100分の5」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地域手当、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の0.3」を「100分の5」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地域手当、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。